

【憲法13条】

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【憲法14条】

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

【憲法24条】

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

# 今こそ読もう・知ろう！ 憲法！

第9回

## 日常生活をともに暮らす 性的マイノリティ

明日の自由を守る若手弁護士の会  
水谷 陽子



かつては「同性を好きになる」とか「出生時の性別

もしかしたら、「芸能関係など、特別な場所」にいる人たちでしょ」と思う方もいるかもしれませんね。でもそうではなく、同じ日常の中で普通の暮らしをしている人がほとんどです。

### 人権の問題

「LGBT」という言葉は今ではよく聞くようになりまし。性のあり方が従来「典型的」とされてきたものとは異なる「性的マイノリティ」の総称として使われていきます。同性間でパートナー関係を築く方や、出生時に割り当てられた性別とは異なる性別をアイデンティティとして持ち性別を移行して暮らす方など、様々な人がいます。もしかしたら、「芸能関係など、特別な場所」にいる人たちでしょ」と思う方もいるかもしれませんね。でもそうではなく、同じ日常の中で普通の暮らしをしている人がほとんどです。

異なる生き方を望む」ということは、異常な趣味嗜好だと見なされました。かといってお説教では解決しない……そのため、病気とみなされ治療が試みられた歴史がありました。その結果、医学的な到達は「これは治療で治せるものではないし、病気でもない」ということでした(例えば、ICD-11で、「性同一性障害」は「精神・行動・神経発達障害」分類から「性の健康に関する状態」分類、名称「性別不合」へ変更)。医学分野での認識の進歩と、社会で声をあげた当事者たちのおかげで、法の世界でも進展がありました。2021年3月14日、札幌地裁は、「同性どうして結婚できないのは憲法14条が保障する法の下での平等に違反する」と判断しました。法律婚という制度は現状、戸籍上の性別が男女の組み合わせでないといけません。同性カップルや、一方が「性別移行して暮らしているけれど戸籍は未変更」状態の異性カップルは、法律婚という制度を使えません。それが人権侵害だと確認されたのです。他にも、裁判ではいろいろな人権が主張されています。愛する人が同性であれば異性であれ、結婚をするかどうかを自由に選択できる結婚の自由(憲法24条、13条)、性自認のとおりには社会生活を送る権利(憲法13



### 〈みずたに ようこ〉

弁護士(愛知県弁護士会)。LGBT支援法律家ネットワーク所属。「結婚の自由をすべての人に訴訟」(いわゆる同性婚訴訟)東京弁護団・愛知弁護団や、性同一性障害による戸籍上の性別取扱い変更要件のうち生殖腺除去要件の違憲無効を求める「オペなしで! 戸籍上も「俺」になりたい裁判」。

あすわか弁護士と前川喜平さん共著『イマドキ家族のリアルと未来—憲法力フェへようこそく3〉憲法9条の陰でねらわれる24条』では、9条と24条の関係の解説箇所を担当。

条)などです。根本は、憲法13条が掲げる「個人の尊重」です。「個」という文字は、「典型的」でない性のあり方を肯定する大事な意味をもっています。患者さんにも性的マイノリティはいます。「同性のパートナーが入院したとき、自分は家族として面会させてもらえないか不安」「自分の見た目の性別と健康保険証に書いてある性別が異なる。偏見が怖いから体調が悪くても受診は控える」「うつ症状で精神科に通っていても、性的マイノリティへの偏見により受けたハラスメントが発症背景にあることを主治医に言え

### 医療者の皆様へ

「不安」など、さまざまな不安を聞きます。また、同僚にもいるかもしれない。いかにどうか詮索するのではなく、「いた場合にマイノリティの同僚も安心して働ける職場にしておこう」という目で働きやすさをチェックしてみてください。例えば、家族に関する福利厚生は、同性カップルでも受けられるか……など。病気になったら安心して受診できる、それを支える医療者の皆さんも安心して働ける、これも憲法(13条、25条、27条、28条)の目指すところです。どんな性別の人も安心して受けられる医療の実践、期待しています!

# 申込受付中! 保険医年金

## 予定利率 1.140%

※7月1日から適用 (6/30まで1.259%)  
【短期のご加入では積立金が掛金を若干下回ります】

保険医年金は全国で加入者数約5万2千人、積立金総額1兆3千億円を超える会員のための私的年金制度です。生保6社(大樹・明治安田・富国・日本・太陽・第一)が受託し、制度発足以来54年間、年金受給者の受給額をカットしたことは一度もありません。

### 【おねがい】

※普及委託生命保険会社4社の職員が保険医年金のおすすめで診療所等を訪問した際は“共済制度普及社員証”を必ずご確認の上、何卒ご面談頂きますようお願い申し上げます。

## 自在性が魅力!

- 年金受給時には10年・15年定額型、15年・20年逡増型の4種類から選択。
- 急な出費にも1口単位で解約可能(手数料不要)。
- 払い込みが困難なときに掛金中断、余裕ができたときに掛金再開(手数料不要)。
- 万一の時はご遺族に全額給付。

着実な老後設計に一時払も好評です!

### 「一時払」

2口100万円を預けると

加入期間	元利合計
5年	1,030,600円
10年	1,085,800円
20年	1,205,200円

### 加入口数

- 月払い: 1口1万円(通算30口まで)
- 一時払: 1口50万円(毎回40口まで)

### 加入資格

満74歳までの協会会員  
※月払増口、一時払申し込みは満79歳まで

※ここでご案内しました内容は、制度概要を説明したものです。ご加入条件、お支払い条件等については、パンフレット・申込書等を必ずご確認ください。

★保険医年金のお問合せは、大阪府保険医協会／共済部 (☎06-6568-7721) まで